

京都市告示第598号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年2月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
油小路通	南区西九条北ノ内町6番地の3地先から 同町6番地地先まで	旧	メートル 55.00	メートル 29.85 ~ 45.28
		新	55.00	30.35 ~ 43.72

(建設局土木管理部道路明示課)